

平成25年11月20日

広島大学教職員組合執行委員長
西 別 府 元 日 様

広島大学理事（財務・総務担当）
平 野 仁 司

東雲小学校の平成26年度予算配分方針（案）に関する要求等について（回答）

2013（平成25）年11月12日付け及び11月13日付けで提出のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

I. 平成25年11月12日付け抗議と要求について

1. 抗議

2013年4月15日付け当組合要求において、懸案となっている東雲小学校の2014年度（平成26年度）非常勤講師経費配分の積算方法については、「当組合との間で十分な交渉時間が確保できるよう」提案することを求め、また、校長会議での提案と決定に至る手順が改善された場合には当該提案が「校長会議への提案が行われる時期と同時期」になっても構わないとしました。

然るに、既に1カ月前に、当該「東雲小学校の2014年度非常勤講師経費配分の積算方法」に関する平成26年度予算配分方針（案）が校長会議へ提案されたと聞きます。

上記4月15日付け要求に対する貴職からの平成25年4月16日付け回答では「その検討内容について早めに貴組合にご連絡いたします」と述べられていますが、1カ月を経過しても貴職側からの提示が無いことは当該4月16日付け回答及びそこに至る経過を真摯に踏まえたものとは到底、言えません。

この点について、貴職側の対応に抗議します。

【回答】

附属学校園における予算配分については、附属学校の中期目標・中期計画・年度計画に基づき戦略的な教育研究事業を実施できるよう検討されているところです。

このたび平成25年10月10日開催の附属学校校長会議において、「平成26年度広島大学附属学校予算配分方針（案）」が提出されたところですが、この内容は今後、各附属学校園の意見を集約して原案を作成するための素案であって、教育・国際室としては、貴組合に対してはその段階で提供できる内容ではないと考え、予算配分方針の原案を作成次第、ご連絡しようとしていたものです。

2. 要求

(1) これまでの校長会議へ提出された東雲小学校を含む平成26年度予算配分方針（案）に関する資料を、至急、提供して下さい。これは一両日中をお願いします。

(2) 当組合が指摘して来た東雲小学校の非常勤講師経費配分での基準分積算における問題点について、どのように検討され、どのような判断を持ったかを文書で示して下さい。

なお、当組合が当該問題点を指摘して半年以上が経過しており、その検討と判断に必要な時間は十分に保障されたと考えますので、11月18日（月）9:00までの文書回答を求めます。

【回答】

(1) 附属学校予算配分方針については、これまで10月10日及び11月14日開催の附属学校校長会議で審議されており、同会議の以下の資料を11月18日付けで貴組合に送付いたしましたので、ご確認願います。

- ・ 平成25年10月10日資料
平成26年度広島大学附属学校予算配分方針（案）
- ・ 平成25年11月14日資料
広島大学附属学校予算配分方針（案）
平成26年度附属学校予算配分方針（案）に関するQ&A

（補足説明）

- ・ 平成25年10月10日資料について
「平成26年度広島大学附属学校予算配分方針（案）」は素案であり、各附属学校園の意見を集約して原案を作成するための資料です。
- ・ 平成25年11月14日資料について
「平成26年度附属学校予算配分方針（案）に関するQ&A」については、10月10日の素案に対する各学校園からの意見及び教育・国際室の回答を示したものです。
「広島大学附属学校予算配分方針（案）」については、年度限定の予算配分方針ではなく、中期目標等の期間中における予算配分方針を策定した方が適当と考えられ、10月10日及び各学校園からの意見を基に、作成された原案です。

(2) 今回、貴組合から問われている内容については、「平成26年度附属学校予算配分方針（案）に関するQ&A」に教育・国際室の考え方を示しておりますので、そちらをご覧ください。

II. 平成25年11月13日付け要求について

要求

東雲小学校の非常勤講師経費配分におけるこれまでの貴職側積算方法については、重大な誤りがあることを当組合が指摘し、貴職からも「平成25年3月28日付けで貴組合からご意見のありました内容を真摯に受け止め検討することとしており、その検討内容について早めに貴組合にご連絡いたします」（平成25年4月16日付け貴職からの回答）と回答されています。

この交渉継続中の問題については、昨日の「東雲小学校の平成26年度予算配分方針（案）に関する抗議と要求」にもありますように、その後何らかの情報提供も提案も受けておりません。

したがって、当組合と貴職との間で当該問題に関する新たな交渉と一定の結論を持つことなく、東雲小学校の平成26年度非常勤講師経費配分に関わる平成26年度予算配分方針を決定することのないように要求します。

【回答】

11月12日付けの要求に対する回答にも述べておりますが、中期目標等の期間中における「広島大学附属学校予算配分方針」について、11月14日の附属学校校長会議で審議されました。

その結果、当該予算配分方針は承認されましたが、その検討過程においては、事前に各学校園に意見照会を行い、その意見を十分に踏まえて検討され、校長会議の構成員である各学校園長が承認したものです。

このように、附属学校の予算配分方針については、各学校園の意見を基に検討し、承認されたものであり、貴組合と当職との間でこの問題に係る交渉を行い一定の結論に至った後に決定するものではないと考えています。

なお、平成26年度の附属学校予算配分案については、11月14日の附属学校校長会議で承認された予算配分方針に基づき、12月の附属学校校長会議で審議される予定ですので、その際にはその内容を貴組合にお知らせすることといたします。

広島大学附属学校予算配分方針（案）

広島大学附属学校園における予算の配分については、附属学校の中期目標・中期計画・年度計画（以下「中期目標等」という。）に基づく戦略的な教育研究事業を実施するため、次のとおり編成する。

予算配分は、以下の積算に基づき、附属学校運営経費、研究事業経費、副理事裁量経費、全学共通運営経費（光熱水料等）、その他事項指定経費に区分する。

1 附属学校運営経費

附属学校運営経費は、附属学校の各附属学校園の学校経営方針に基づく、教育研究活動及び管理運営に必要な経費として総枠予算を配分する。なお、各附属学校園においては、学校経営方針による学校運営と校園長のリーダーシップによる学校運営を、より戦略的に行うため、目的別に予算科目に配分するものとする。

各地区への配分にあたっては、法人本部から総枠予算方式で附属学校へ配分される予算（但し、教育研究基盤経費（研究費積算）分を除く）の総額の90%を財源とし、各地区への配分実績（平成21年度から平成25年度の5箇年間の平均値）の配分比率を参考に積算し配分する。

2 研究事業経費

広島大学学部・附属学校共同研究要領に基づき実施する事業経費として、法人本部積算額（教育研究基盤経費（研究費積算））をそのまま学部・附属学校共同研究運営委員会に配分する。

3 附属学校共通経費

附属学校共通経費は、附属学校全体の教育研究環境の充実に資する経費として、法人本部から総枠予算方式で附属学校へ配分される予算（但し、研究事業経費を除く）の総額の10%により以下の目的別に予算を副理事（附属学校担当）が編成する。

- (1) 副理事裁量経費は、中期目標等に基づいた戦略的な教育研究活動に資する経費として、「教育環境充実経費」、「グローバル化対応経費」、「再編計画経費」等に充当する。なお、予見しがたい突発的に発生した事項についても本経費で対応する。また、その用途及び運用は、副理事（附属学校担当）が決定する。
- (2) 各附属学校園の研究目的に資する経費として、科学研究費補助金（奨励研究）の採択状況等を勘案のうえ、校園長裁量経費として各学校園に配分する。また、配分後の用途は、校園長が決定する。

4 全学共通運営経費（光熱水料等）

附属学校園において使用する光熱水料等（電気料・上下水道料・ガス料・電話料・専用回線使用料・後納郵便料・郵便切手）の経費であり、法人本部からの配分に基づき、各地区に配分する。

5 その他事項指定経費（教育研究設備費（PC借料）、建物新営設備費、移転費など）

法人本部からの配分額を該当の地区に配分する。

6 決算で生じる過不足額（決算配分）

- (1) 附属学校園配分予算の決算残額又は不足額については、学内予算編成方針により、各附属学校園の執行計画（不足額の場合は解消計画）により、校長会議で審議し配分額を決定する。
- (2) 全学共通運営経費（光熱水料等）の各地区残額は、各地区の節約努力として認められるものについて、インセンティブとして各地区に繰り越す。

以上

平成26年度附属学校予算配分方針(案)に関するQ&A

2013年11月12日

No	質問・意見	回答	備考
	【配分方針全体に関して】		
101	新たな配分方針のどの辺が「附属学校の中期目標・中期計画・年度計画(以下「中期目標等」という。)に基づく戦略的な教育研究事業を実施」することにつながるのか？また、新たな配分方針のメリットデメリットをどのように考えられているのかご教示願いたい。	附属学校全体の年度計画や各学校の経営方針に基づく戦略的な執行計画が、より実現しやすくなるように、副理事や校長の裁量で予算が執行しやすい示し方にしました。 今までは、総枠予算方式でありながら、予算科目ごとに積算を細かに示し、各地区に配分していたことから、その数値に縛られるといった傾向が生じていました。案では、できるだけ大きな枠組みの予算を各地区に示すことに変更し、使いやすい予算配分にしたものです。	
102	経営母体が小さい本園の場合、一律削減の影響を最も強く受けることが想定される。日頃から小さい節約を重ねつつも、赤字を抱えながらの経営を余儀なくされているうちに、この度の配分方針(案)ではさらに厳しい状況となる。全額を対象に一律削減するのではなく、必要な運営基盤・規模を考慮いただき、削減対象・削減規模の見直しをお願いしたい。	現在のところ、各地区一律に削減係数を掛ける方法により、等分の負担をすることがベターと考えております。	
103	非常勤講師の経費配分に納得できない。東雲地区では、基準分について、特別支援学級及び複式学級の時数計算に誤りがあるのではないかと指摘してきたが、明確な回答を得られていない。	学級をどういう教員体制で運営していくかは、学校の裁量であることから、案では、非常勤講師人件費(基準分・特別分)という枠をなくし、附属学校運営経費の総枠内で各学校園による自由裁量による費目割り当てを可能としています。その中で、非常勤講師、契約教諭などの雇用形態・時間数を組み合わせるなどの工夫によって、学級運営に必要な時間数を確保していただきたいと考えております。また、配分の算定基礎に5年間の平均値を採用することで、各地区の特殊事情を組み入れた配分になると考えています。	
104	今年度の人事計画までに説明や話し合いの場が持たれるとの回答を得ていたが、未だ実施されていない。(添付ファイル参照) これまでの実績に応じた予算方針(案)では、過去の指摘はなかったものに等しくなりはしないか。	現在、校長会議において、平成26年度予算配分方針(案)を提案・説明し、各附属学校園に持ち帰り、現場の意見を集約している段階です。	
105	各校の実情に応じて費目の枠を柔軟にした予算を組むことについては、納得できるが、校費の内、物品費や営繕費として1千万円近くを後援会の寄付金に頼っている中で、戦略的に予算を使うことは実質さらに保護者の負担を増やすことになりはしないか。	ご指摘のとおり附属学校の運営についても、大学の財政事情から、寄付金に頼らざるを得ない状況があることは承知しております。そのような財政事情においても、附属学校の機能強化・充実等のためには、経常的な経費のほかに、戦略をもって重点的に投資できる資源が必要と考えており、裁量経費として準備するものです。 営繕面では、附属学校への当初配分予算のほかに、施設等の機能・性能面や安全面の評価に基づいて執行される全学営繕経費もありますので、このような予算の獲得等にも努力し、寄付金への依存割合が増加しないようにしたいと考えております。	

平成26年度附属学校予算配分方針(案)に関するQ&A

2013年11月12日

No	質問・意見	回答	備考
	【附属学校運営経費関係】		
201	非常勤講師旅費は、これまでは当初配分され、実情に応じ、過不足の補填をしていただいていた。総枠方式で配分するのであれば、非常勤講師旅費過去5年間の実績等により、各学校園の総枠予算の配分額に増減を考慮して予算措置していただきたい。	非常勤講師経費(人件費・旅費)については、当初配分する附属学校運営経費の枠内で予算執行を計画していただくことを基本と考えておりましたが、ご意見を踏まえ、非常勤講師経費(旅費)に関しては、過去の追加配分を含めた配分実績を加味した実績をもとに配分割合を求める方式に変更します。	
202	「各地区への過去5年間の配分実績」とは当初配分のみで判断するのか、追加配分・調整配分を加味したもので判断するのか？	当初配分の配分割合で算定することにしておりましたが、非常勤講師経費(旅費)については、過去の補正の追加配分についても加味することに変更いたします。	
203	非常勤人件費を実績として換算すると、これまで非常勤人件費実績のあるところが優遇されてしまう。これでは、生徒数や学校運営実績が考慮されていないので不公平感がある。各地区の予算配分割合は、非常勤教員人件費を除いた金額で算定すべきではないか。	非常勤教員人件費を除いた金額の配分割合は、学校規模(クラス数、教員数、生徒数など)を、よりストレートに反映した割合と言えますが、その配分根拠と非常勤講師必要時間数は、必ずしも比例していないと考えています。 原案では、過去の当初配分に基づいて算出しているため、それぞれの年度の各学校園の諸事情が反映されていると考えられ、より実態に即した配分方法になると考えています。	
204	附属学校運営経費について、従来、留保予算の追加配分で措置されていた、広報関連経費(封筒)、研修等に伴う経費(10年研、初任研)、安全管理経費(インフル対応)等は、平成26年度からはなくなるのでしょうか。特に研修等の人材育成にかかる経費については、附属全体の取り組みとして行うべきではないか。	広報関連経費(封筒)、研修等に伴う経費(10年研、初任研)、安全管理経費(インフル対応等)については、当初配分する附属学校運営経費の枠内で予算執行を計画していただくことを基本と考えています。	
205	5年間の平均をとるとはいえ、特殊要因で重点配分のあった学校園とそうでない学校園で有利不利が発生しないか？	単年度限りの事項指定の予算(移転費、建物新営等設備費、全学裁量経費など)については、5箇年平均に加算していません。 非常勤講師経費(特別分)についても、当初配分を基にしているため、5箇年平均をとることにより、学校園の有利不利は少ないものと考えています。	
206	今までだと非常勤講師経費の配分予定が前年度の早い時期に示され、それを受けて各学校園では採用のための人選を行っていたが、新たな配分方針になった場合、どのタイミングで採用のための人選が可能となるのか？	例年と同様であれば、来年1月早々には、附属学校予算の学内予算内示があるので、その時期には、各地区へも総枠の予算内示が可能ではないかと考えています。	

平成26年度附属学校予算配分方針(案)に関するQ&A

2013年11月12日

No	質問・意見	回答	備考
	【附属学校共通経費関係】		
301	副理事裁量経費の決定のプロセスは、校長会議で審議した上、副理事が最終決定する等、各学校園が可視化できるように配慮していただきたい。	校長会議等で検討し、副理事が最終的に用途を決定する方向で考えています。	
302	副理事裁量経費の用途として、「教育環境充実経費」があるが、人的な補強は「戦略的な教育研究活動」につながると考えられるため、人件費としても使えるようにしていただきたい。	副理事裁量経費の用途において、人件費的な支出は、原則考えていません。	
303	副理事裁量経費とは別に、想定外の事態への対応として、予備費的性格の予算を確保しておいていただきたい。	予見できない事項への対応については、基本的に副理事裁量経費において対応します。それを予算配分方針案にも明記しました。もちろん場合によっては、全学への要求の枠組みで対応することになります。	
304	副理事裁量経費(総枠予算方式で附属学校へ配分される予算(但し、研究事業経費を除く)の総額の10%)がなぜ10%としたのか積算根拠を示していただきたい。	同程度の予算を確保しなければ、重点的・戦略的に活用する経費への対応が困難であると考えています。	
305	校園長裁量経費は10%のオーバーヘッドから捻出されるようだが、各学校園に配分される経費であることを鑑みると、年によって金額に大きな変動があることは継続的な研究活動に支障が出ると思われるため、10%の中から最低でも何%を配分原資にするかも決めておいた方が良いのではないのか？	校園長裁量経費は、現在のところ科学研究費の採択状況により、配分額を決めており、その年度の状況に応じた予算編成が必要と考えています。	
	【平成25年度決算で生じる過不足額関係】		
401	平成25年度決算で生じる過不足額の決算配分について、すべての学校園が残額を出した場合も問題なく配分できるのか？	全学の予算編成により、決算配分が決定しますが、各地区の決算に残が生じた場合において、執行計画が明確でない場合は、繰り越し配分ができないことがあります。	